

平成 28 年 6 月 17 日

東京税理士会
会長 西村 新 殿

全国青年税理士連盟
会長 福島 重典
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号
電話 03-3354-4162

改正税理士法第 3 条第 3 項に定める研修の指定のあり方についての要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のとおり、6 月 3 日に国税審議会税理士分科会（以下、「分科会」という）が開催され、改正税理士法第 3 条第 3 項に定める研修の指定について、その方向性が決定されました。この決定に関し、神津日税連会長より「15 単位会の会長の全員の同意を得たもの」と発言（同日開催の東京税理士会理事会発言）がされ、貴会においても同意しているものと承知しています。

この発言を受け、当連盟は分科会が公表した資料を今一度精査したところ、分科会が決定した研修指定の方向性は、改正趣旨に反しており、およそ承服しかねる内容であることが判明致しました。すなわち、今般決定された研修指定の方向性が、実務補習の「内容面」につき何ら検討・評価を加えることなく、「形式面」（例えば、税法関係の考査全 10 回中の 2 回分の合格基準について、従来の各回 4 割以上に加え税法科目合計で 6 割以上という基準が追加など）を整えたことをもって税理士試験合格者の学識との同等性を確保する、という全く根拠のないものであったこと、さらには、結論として、今回の指定では「公認会計士であっても税理士登録ができない公認会計士」は生じえないこととなるためです。

平成 25 年 12 月 9 日に開催した日税連と当連盟との懇談会において、日税連が国会議員を交えて取り交わした「確認書」について、「（この改正により）公認会計士であっても税理士登録ができない公認会計士ができるようになった。よって、自動付与は廃止」「（改正前と）何ら変わりがなかったら法律を改正する必要はない」と説明されていました。

一般財団法人会計教育研修機構等が運営する実務補習の目的は、公認会計士法第 16 条 1 項や実務補習規程第 1 条を勘案すれば、「税理士として必要な知識や学識の習得が含まれていないこと」は明らかです。その実務補習の「内容面」につき何ら検討・評価を加えることのない研修指定のあり方では、税理士資格自動付与維持と言わざるを得ず、法改正の趣旨が骨抜きとなります。

当連盟におけるあるべき資格取得制度の考え方としては「税理士試験に合格した者のみに対して税理士資格を付与」であることに変わりなく、研修による検証そのものに反対です。しかし、少なくとも、法改正の目的・趣旨を貫徹させ、「実態は税理士資格の自動付与が継続」とさせないためにも、以下の内容を喫緊に要望致します。

<要望事項>

1. 速やかに（日税連を通じて）国税審議会に対して「税法に関する研修を指定しないこと」を主張すること。
2. 各所属会員に向けて今般の研修指定の方向性を、貴会の評価を付してホームページや広報誌、メーリングリスト等を用いて直ちに告知し、各会員より意見聴取すること。 以上